

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b> 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p><b>【原文】</b> <b>【評定】</b> 中期計画の達成に向けて<u>おおむね</u> <u>順調</u>に進んでいる</p> <p><b>【申立内容】</b> <b>【修正文案】</b> のとおり変更願いたい。</p> <p><b>【修正文案】</b> <b>【評定】</b> 中期計画の達成に向けて<u>順調</u>に進んでいる。</p> <p><b>【理由】</b> 本項目の評価原案の(理由)には、『年度計画の記載4事項すべてが「年度計画を上回って実施している」と認められるが、……。』に示されるように、本学の年度計画については、全学を挙げて、取組を推進している。 特に、業務実績報告書P13～15の特記事項に記載のように、本学は、平成23年度に、福井県の地域特性や福島第一原子力発電所事故を受け、附属国際原子力工学研究所の敦賀市移転や原子力防災・危機管理体制の強化、地域のグローバル化にも資する語学センターの設置、県内関係機関と連携し地域包括医療に必要な教育研究と人材育成のための地域医療高度化教育研究センターの設置他、特に、地域を支える教育研究体制の強化・充実に努め、着実に成果を上げている。 一方、マイナス要因となった大学院博士課程の定員未充足に対しては、出来る限り</p>	<p><b>【対応】</b> 原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b> 申立ての理由に記述された取組を含め、業務運営の改善及び効率化の取組の状況を総合的に勘案した評定としているため。</p> <p>「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要項」(平成23年10月27日国立大学法人評価委員会決定)に定めた「学士・修士・博士・専門職学位課程ごとの学生収容定員が未充足の場合における取扱い」の検討については、評価委員会に設置している「年度評価及び中期目標期間の評価に関するワーキンググループ」(平成22年1月20日設置)において、学生の質の確保の観点、組織や入学定員の見直し等法人のガバナンスの観点、中長期的な視点での評価の必要性の観点等を踏まえた評価の在り方について検討(平成23年10月～24年6月)を行い、各年度終了時の評価について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該年度において充足率が基準(90%)を下回っている場合に、問題を指摘するものの、原則評定は下げないものとする</li> <li>② ただし、基準を著しく下回っている場合や継続して下回っている場合など特に問題がある場合には評定を下げることもある</li> </ul> <p>とする見直しを行い、この方針に基づき平成23年度評価に関する作業を行い、本年10月2日の国立大学法人分科会において、評価結果原案をとりまとめたところ。</p>

の施策を講じるとともに、平成25年度からは入学定員の適正化を図るべく、文部科学省の承認も得られている。

本項目の評価原案は、「総合的に勘案した」とされているが、余りにも定員未充足に重点が置かれ、本来の年度計画の達成状況がいかに優れていても、「勘案」されているとは理解しがたい。

さらに、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」（平成23年10月27日国立大学法人評価委員会決定）には、「4. その他」の中で「学士・修士・博士・専門職学位課程ごとの学生収容定員が未充足の場合における取扱いは、各年度終了時の評価における取扱いも含めて検討する。」と記載されている。これは、平成23年10月18日に実施された「国立大学法人等評価実務担当者連絡会」においても、「特に博士課程について、学生の質の確保、オーバードクターといった問題や震災の影響もあることから、90%という一定の指標を設けて毎年度評価を行うことが果たして適切なのかという意見が国立大学法人評価委員会委員から出され、この点に関しては今後国立大学法人評価委員会で検討していく」旨の説明がなされているもので、現段階で国立大学法人評価委員会における検討結果が各大学に対して示されていないことから、未充足状況を従前と同じように取り扱うことは適切でなく、少なくとも検討結果が示されるまでは評定の際に余りに重きを置くべきではないと考える。

その際、福井大学の博士課程においては、平成21年度から3年間継続して基準を下回った状況にあるため、前述の取扱いの②に該当するとして評定を「おおむね順調」としているところである。

この定員未充足に関するワーキンググループの見直し案の妥当性及び見直しを踏まえた評価結果案（本申立への対応を含む）は、本年11月7日の国立大学法人評価委員会総会で審議決定されている。

なお、今回の見直しに伴い、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における各年度終了時の評価に係る実施要領」に定める内容（学士・修士・博士・専門職学位課程ごとの収容定員の充足率が一定程度（90%）以上となっているかどうかを勘案し、評価すること）の変更は生じない。